

成年後見制度に関するお問い合わせ

■成年後見制度の申立てに関すること

- ・東京家庭裁判所 後見センター 手続案内 Tel. 03-3502-5454(ダイヤルイン)
- ・裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/>

■任意後見契約、公正証書遺言に関すること

- ・日本公証人連合会 Tel. 03-3502-8050

【最寄りの公証役場】

- ・大森公証役場 Tel. 03-3763-2763
- ・目黒公証役場 Tel. 03-3494-8040
- ・五反田公証役場 Tel. 03-3445-0021

■登記事項証明書の交付申請に関すること

- ・東京法務局 後見登録課 Tel. 03-5213-1360(直通)
- ・東京法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/>

出版物のご案内



社会福祉法人 品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 編

「意思決定支援 ライフプランノート 別冊解説付」

今までとこれからの生き方を記しておきませんか。

- 本人のこれまでの生き方、これからの希望、いざという時にどのような支援を望むのかについて、家族や支援者などと一緒に考えながら書き進めることができます。
- 「本人と支援者の双方に向けた、品川成年後見センターの相談実務に基づく解説」を参照しながら書き進めることができます。
- B5判 ● 64頁+別冊解説24頁
- 日本加除出版株式会社発行
- 定価1,296円(本体1,200円) ● 平成27年3月刊

お問い合わせは

Tel. 03-5718-7174
Fax. 03-6429-7600

- 月～金(祝日を除く)午前9時～午後5時
- 面接相談をご希望の方は、事前に電話でご予約ください。

このパンフレットの内容に関するご相談・お問い合わせ

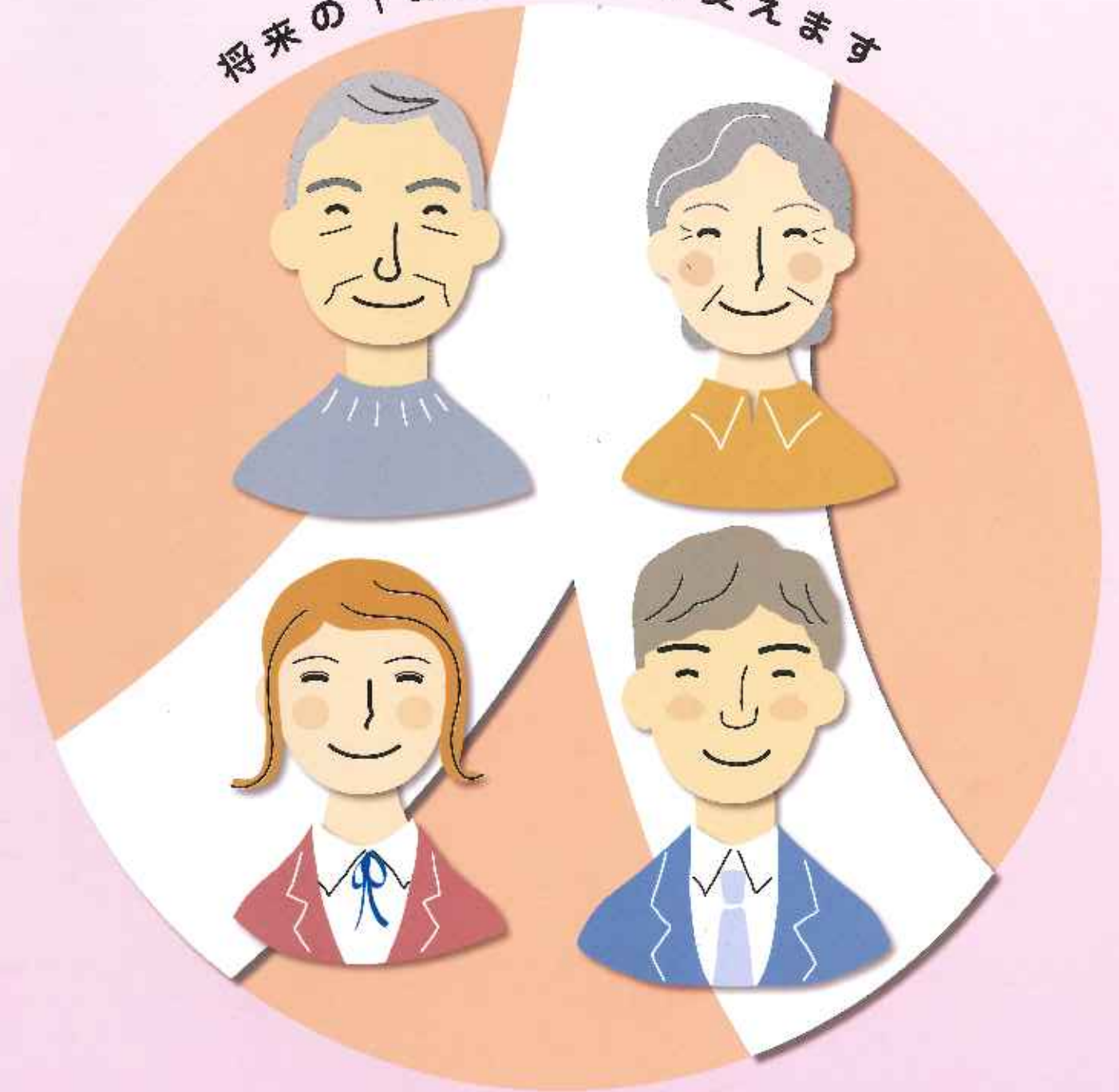
品川区社会福祉協議会
品川成年後見センター

〒40-0014 品川区大井 1-14-1 大井1丁目共同ビル2階



あんしん生活

将来の「あんしん」を支え出す



成年後見制度とは

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など自分で十分な判断をすることができない人が、財産の取り引きなどの契約や各種手続きを行う時に、一方的に不利な契約を結ばないように法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面で援助し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。

また本人の意思を尊重し、本人の希望にそった支援が受けられるのも特徴です。どんな時どんなサービスが受けられるか、ぜひ知っておきましょう。

もくじ

成年後見制度とは	2
チャートでみる 利用手続き	3-4
チャートでみる 法定後見制度の流れ	5-6
チャートでみる 任意後見制度の流れ	7-8
品川成年後見センターの事業 発見・相談から成年後見制度利用までの流れ 重層的な制度活用	9-10
品川成年後見センターの「あんしんの3点セット」	11-12
遺言書は最後の意思です	13
公正証書遺言の作成手順	14

親と離れて暮らしています

最近、親の認知症が進んできたのでケア付有料老人ホームに入居させたいと考えています。その資金のために、私が財産処分を代行したいと思いますが…。



近隣に高齢者がひとりで暮らしています

認知症が進み財産管理ができなくなっているようです。見知らぬ人が出入りしている様子なので心配です。



障害者と暮らしています

障害がある子どもと暮らしています。将来、子どもの世話ができなくなるときのことが心配です。

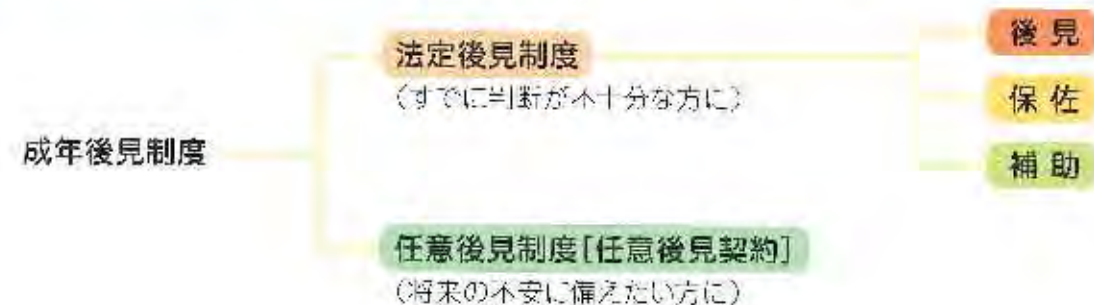


夫婦二人で暮らしています

子どもがいないので、いざという時に備えて、安心できる場所へ財産管理などをお願いしておきたいのですが…。



成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの種類があります。



チャートでみる 利用手続き

法定後見制度

任意後見制度

後見類型

判断能力がほとんどありません

日常的な買い物も自分ではできません。重度の認知症で、常に介護が必要な状態です。



ほとんど判断できない人を対象としています。

保佐類型

常に援助が必要です

日常的な買い物はできますが、重要な財産行為はできません。本人が自覚しない物忘れが、しばしばあります。



判断能力が著しく不十分な人を対象としています。

補助類型

援助が必要な場合もあります

重要な財産行為は、誰かに援助してもらう必要があります。物忘れがあり、本人にもその自覚があります。



判断能力が不十分な人を対象としています。

ひとりで決められます

現在は大丈夫ですが、将来の不安に備えたいと思います。



元気で契約締結能力がある人を対象としています。

日常生活に関する行為を除くすべての法律行為(財産管理や【注1】、身上監護【注2】)を代わってしたり、必要に応じて取り消したりします。

中立での範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。「重要な法律行為」【注4】に同意したり、取り消したりします。

開始手続きなどに、必ず本人の同意が必要です【注3】。中立での範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。自立時に選択した「重要な法律行為」【注4】の一部に同意したり、取り消したりします。

公証役場

公証役場で、あらかじめ任意後見契約を結びます。任意後見契約で定めておいた財産管理や、身上監護に関する法律行為を代わって行います。

登記

東京法務局

判断能力の低下

成年後見人

保佐人

補助人

任意後見人

家庭裁判所

【注1】 財産管理の内容です。

財産管理とは本人の資産や負債、収入及び支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していくことです。

- ①不動産などの財産の管理、保存、処分など
- ②銀行やゆうちょ、銀行など金融機関との取引
- ③収入(年金、給与、預貯金、生命保険など)、支出(公共料金、住宅ローン、税金、保険料など)の管理
- ④賃貸借、各種行政上の手続き
- ⑤権利証や通帳など証書類の保管

後見人の仕事は何ですか？

【注2】 身上監護の内容です。

身上監護とは、介護契約や施設入所契約など本人の身上の世話や療養看護に関することです。

●含まれるもの

- ①マンションなど本人の住居の確保に関する契約締結、費用の支払
- ②受診、治療、入院に対する契約締結、費用の支払や、医師から治療法などの説明を受ける際の同意
- ③老人ホームなどの施設の入退所、介護サービスなどに便する本人との話し合い、情報収集、契約締結、費用の支払、施設や介護サービスにおける処遇の監視と異議申立て
- ④介護保険などの社会保険給付の利用手続き
- ⑤教育やリハビリテーションに関する契約締結、費用の支払

●含まれないもの

- ①毎日の買い物、食事の支度や部屋の片付け、身体介護
- ②マンションの賃貸契約の保証人
- ③入院や施設入所の際の身元保証人、身元引受人
- ④病気やけがの治療や手術・臓器提供についての同意
- ⑤本人の不質的意志が必要な権利(遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚等)

【注4】 重要な法律行為(民法13条1項)は以下の通りです。

- ①元本の領収・利用 ②借財・保証 ③不動産等の重要な財産の権利の得喪
- ④訴訟行為 ⑤贈与・遺贈の契約、仲裁の合意
- ⑥相続の承認・放棄・遺産分割
- ⑦贈与・遺贈の拒絶等 ⑧新築・改築・増築・大修等
- ⑨特定期間を超える賃貸借

【注3】 このような場合に本人の同意が必要です。

	開始手続き	代理権	同意・取消権
●後見	不要	不要	不要
●保佐	不要	必要	不要
●補助	必要	必要	必要

本人の同意が必要なのは？